

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告 示

県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品（生産物及び差押えに係るものを除く。）の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正（九七〇・管財課）……………1

秋田県告示第九百七十号

県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品（生産物及び差押えに係るものを除く。）の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成十一年秋田県告示第六百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

「方法等」を「申請時期及び方法等」に改める。

第一条第一項中「引き続き一年以上同一の事業を営んでいること及び次に掲げる事項に係る知事の審査（以下「資格審査」という。）を受けて、その格付けを得ていること」を「次に掲げるとおり」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 引き続き一年以上同一の事業を営んでいること。
- 二 国税及び都道府県税の滞納がないこと。
- 三 申請の日における次に掲げる事項に係る知事の審査（以下「資格審査」という。）を受け、契約の種類及び金額に応じ、A、B及びCのいずれかの等級に格付を得ていること。

(一) 直前の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本金（法人にあつては資本金、任意積立金、利益金及び欠損金の合計額、個人にあつては純資本の額をいう。）

従業員数（代表者を除く。）

(三) 直前決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 直前二年間の各事業年度における製造金額又は販売金額について算出した年間平均実績高（事業を継続している期間が二年未満の者にあつては、直前一年間の事業年度における製造金額又は販売金額について算出した実績額とする。）

(六) 障害者の雇用者数

(七) 国際標準化機構が定めた規格の認証の取得状況

(八) 印刷業にあつては、印刷設備の保有状況

第一条第二項を削る。

第二条第一項中「審査基準年の一月五日から同月三十一日まで」を「平成十六年一月五日から同月三十日まで」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条第一号中「営業経歴書」を「資格審査調書」に改め、同条第三号中「、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書」を「及び利益処分計算書」に、「、損益計算書を」とし、「及び損益計算書を」に改め、同条第四号中「審査基準日」を「申請の日」に改め、「法人税」の下に「、消費税、地方消費税」を加え、「及び法人事業税」を「、法人事業税等」に、「及び個人事業税」を「、消費税、地方消費税、個人事業税等」に改め、同条第五号中「認可を」を「認可等を」に改める。

第六条を次のように改める。

(資格の有効期間)

第六条 資格者の資格の有効期間は、平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第二条第二項の規定により申請書を提出し決定を受けた資格者の資格の有効期間は、物品供給業者等登録名簿に登録された日から平成十八年三月三十一日までの期間とする。

別表を削る。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号 競争入札参加資格審査申請書(第2条関係)

(A4判)

決 定 事 項	主たる営業種目	整理番号

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

秋田県知事 様

申請者

所在地又は住所 〒

商号又は名称

代表者氏名

電話番号



秋田県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品(生産物及び差押えに係るものを除く。)の売払いに係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

申請区分 新規・更新

問 い 合 わ せ 先	
所在地又は住所	
営業所名等	
氏 名	
電 話 番 号	()

様式第2号 資格審査調書(第3条関係)

(A4判)

資 格 審 査 調 書									
商号又は名称									
代表者職氏名					電話番号	()			
					FAX番号	()			
住 所	〒								
営 業 区 分	1 製造業		2 卸売業		3 サービス業		4 小売業		5 その他
営 業 所 等	1 有		2 無		営業所等に対する委任状			1 有 2 無	
営 業 種 目 (別に定める 分類表を参 照)	主たる営業種目の 番号(1つだけ記入)			主たる 営業種目名					
	営業種目補足説明								
	従たる営業種目の番号と種目名(県と取引を優先したいものを4つまで記載してください。)								
	番 号								
営 業 種 目									
取 扱 品 目									
自 己 資 本 金	区 分		直 前 決 算 時 (千円)		剰 余 (欠 損) 金 処 分 (千円)		計 (千円)		
	払 込 資 本 金								
	準 備 金 ・ 積 立 金								
	次 期 繰 越 利 益 (欠 損) 金								
	計								
従 業 員 数	技術関係職員	事務関係職員	その他の職員	計	左のうち常時雇用職員		(人)		
	(人)	(人)	(人)	(人)	左のうち 障 害 者 雇 用 職 員	法定費用	(人)		
						そ の 他	(人)		
流 動 比 率	流 動 資 産 の 額 (A)			流 動 負 債 の 額 (B)			流 動 比 率		
	(千円)			(千円)			$\{ (A) \div (B) \} \times 100$ %		
営 業 年 数	創 業 年	転 廃 業 (休 業)		通 算 営 業 年 数					
	年	年 月 から	年 月 まで	20年以上	15年以上 20年未満	10年以上 15年未満	5年以上 10年未満	5年未満	
製 造 又 は 販 売 の 金 額	直前2年の事業年度(1)			直前1年の事業年度(2)			年 間 平 均 実 績 高		
	自 年 月	至 年 月	(千円)	自 年 月	至 年 月	(千円)	$\{ (1) + (2) \} / 2$ (千円) (事業を継続している期間が2事業 年度未満の場合は(2)のみ記載)		

附 則

- 1 この告示は、平成十五年十二月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品（生産物及び差押えに係るものを除く。）の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の規定による資格を有する者は、平成十六年三月三十一日までの間、この告示による改正後の県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品（生産物及び差押えに係るものを除く。）の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の規定による資格を有する者とみなす。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

秋田株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六〇〇
 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubarasatsus.co.jp

